

先進環境対応トラック・バス導入加速事業に関するQ&A（補助金申請者用）

平成 28 年 10 月

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

【申請に関するもの】

問 1. 申請者はどのような事業者ですか。

答. 先進環境対応トラック・バス導入加速事業では、導入車種によって、申請可能な事業者が異なりますので、注意が必要です。本事業の補助対象者はトラック又はバスを所有して事業を実施する者ですが、バスについては営業用バス事業者（いわゆる「バス会社」）、大型CNGトラックを除くトラックについては営業用トラック事業者（いわゆる「トラック運送事業者」）は申請対象外です。

大型CNGトラック（自動車検査証の車両総重量が12tを超えるもの）については、トラック運送事業者も申請者になることができます。

問 2. 申請者は法人でなければいけないのでしょうか。

答 申請者は法人でなくても、個人でもトラック又はバスを使用して事業を営業者であれば申請できます。（例：個人商店において配達用に使うトラックの場合など）

問 3. 購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請（または完了実績報告）はできますか。

答 ディーラーが車両を事業に使用しないにもかかわらず所有者となっている場合は、所有権留保を解除して所有者の変更（移転登録）をしたうえで、当該変更後の車両所有者が補助金申請または完了実績報告を行ってください。

車両購入後に申請する場合は、申請時に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

車両購入前に申請を行った場合は、交付決定後に車両を購入し、経費支出後に完了実績報告を行うこととなりますが、その際に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

問 4. 転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答 補助対象となります。なお、転リース取引に関する申請者（リース業者）、車両を使

用する事業者、及び中間会社の関係との契約関係を示す書類（契約書のコピー等）が必要です。

問5-1. 補助金が受けられる先進環境対応トラック・バスの種類を詳しく知りたいのですが、どうすれば良いですか。

答 申請が受けられる先進環境対応トラック・バスの種類等については、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「協会」という。）のホームページに、事前登録された補助対象車両情報（一覧）として、車名・通称名、自動車の型式、基準額（補助対象額の上限）などが掲載されていますので、既に車両を購入されている事業者様は、当該自動車の自動車検査証を見て確認してください。また、今後購入する予定の事業者様は、当該自動車の販売店担当者等から車名、型式などをお聞きになって確認してください。ホームページの事前登録情報は随時更新されるため最新の情報をご確認ください。

なお、申請された車両と、実際に購入された車両が異なる場合などには、補助金が交付されませんのでご注意ください。

問5-2. ホームページに公表されている補助対象車両情報一覧に掲載した車両以外に、補助対象となりえる車両はないのでしょうか

答 補助対象車両情報一覧は、それまでに車両製造事業者から報告があり、審査が終了したもののみを公開しています。車両製造事業者からの報告は随時受け付けており、新たな報告があれば、報告内容を審査の上、随時公表内容を更新する予定です。

問6. 既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。

答 平成28年4月1日以降の購入（自動車検査証の初度登録年月日が平成28年4月1日以降）であれば申請可能です。

問7. 申請者は、導入車両の自動車検査証の所有者又は使用者のどちらですか。

答 申請者は、自動車検査証の所有者です。従いまして、リース車両の場合は、自動車検査証の所有者欄に記載されているリース事業者となります。

問8. トラック運送事業者が自社の運転手等職員の輸送用に自家用としてハイブリッドバスを購入する場合、補助対象となりますか。

答 トラック事業者が道路運送法上の旅客運送事業者又は自家用有償運送事業者

しない場合は補助対象となります。

問 9. 値引き額や自治体等からの補助金は、交付申請書（交付規程様式第 1（その 2）に記載すべき「寄付金、補助金その他の収入」に当たりますか。

答 値引き額は、「寄付金、補助金その他の収入」には記入せず、値引いた後の購入額を同様式の「補助金基本額（補助対象車両価格）」欄に記載してください。自治体等からの交付金は「寄付金、補助金その他の収入」に該当するため、同欄に記載してください。

問 10. トラック協会からの利子補給はその他の収入等に当たりますか

答 利子補給は、本補助金の対象である補助対象車両購入経費とは異なることから、寄付金、補助金その他の収入には当たりません。

問 11 導入車両の納入予定が 2 月 25 日以降の場合、申請はできないのですか

答 納入予定日が 2 月 24 日以降の場合は申請ができません。

問 12 交付規程第 8 条第 5 号に規定する遅延報告書の提出が必要となる具体的な状況について教えてください。

答 遅延報告は、事業完了予定期間内に事業が完了しないと見込まれる場合であって、完了予定期日が年度を超える場合、又は当初の完了予定日後 2 か月以上を超える場合に提出するものです。

なお、交付申請を行う時点において公募要領 2.（2）に定める期限（平成 29 年 2 月 24 日）までに新車新規登録がなされないことが明らかな場合、交付申請はできません。

【申請方法等】

問 1. 申請窓口はどこですか。

答 協会の（先進環境対応トラック・バス導入加速事業）補助金執行グループが窓口です。

問 2. 申請書は持込みでも構いませんか。

答 申請は、協会窓口（東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5「全日本トラック総合会館 8 階」）へ申請者が持込（持参）するか又は郵便、総務大臣の許可を受けた信書便での送付で行ってください。

問 3. 申請書類は何部作成する必要がありますか。

答 2部作成し、1部（正本）を協会に提出、1部を申請者控えとしてください。
なお、申請書等の提出書類は、不交付決定などの場合でも、返還いたしませんのでご了承ください。

問 4. 申請書の添付書面について教えてください。

答 補助金申請には、申請書の他各種の添付書面が必要です。必要書面に漏れないように協会において、添付書面を申請者が確認できるように「提出書面一覧」を用意しています。申請前にこの一覧表で添付書面の存在をチェックして申請時に漏れないようにお願いします。
なお、申請時に不足書面がありますと、申請が受付できない場合がありますので、ご注意ください。

問 5-1. 添付書面の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。

答 指定様式はございません。各社の様式で結構ですが、見積書には、導入車両の型式、請求書及び領収書には導入車両の車台番号又は登録番号を記載していただく必要があります。また、各書面の宛先と申請者名が一致することはもとより、各書面の日付けにもご注意ください。

問 5-2. 電子取引で、領収証が出ないものについてはどうするのですか

答 別途、申請用の領収証を作成して頂き、その写しを提出してください。

問 5-3. 手形処理で車両を購入した場合、領収証を発行されないが、銀行の手形処理の電子領収証で申請等を行うことができますか。

答 電子領収証と、通常（手形）の領収証を添付してください。

問 6-1 登記事項証明書は、どの種の証明書を提出するのですか。

答 登記事項証明書としては、現在事項証明書又は履歴事項証明書の「原本」を提出してください。

問 6-2 地方公共団体など登記を要しない法人が申請する場合、登記事項証明書などが必

要ですか。

答 登記事項証明書の添付は必要ありません。なお、都道府県・市長村・特別区・一部事務組合・広域連合以外の登記を要しない法人の場合は、認可等の成立に要する法的文書の写しを求める場合があります。詳細はお問い合わせください。

問 7. 申請者を確認できる書類として、個人事業者は、「住民票の写し又は自動車免許証の写し」を添付することとなっていますが、パスポートの写しではだめですか。

答 交付規程において、個人の確認書類としては「住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの）または免許証の写し」のみと規定しているため、パスポートの写しは認められません。

問 8. 自動車購入契約書（納入予定日を明記しているもの）はどのようなものですか。

答 様式第 1 で申請する場合（申請して交付決定後に車両を購入する場合）には自動車販売会社と申請者（購入者）が購入契約をした契約書の写しの提出が必要です。

なお、契約書には、所定の記載内容のほか、導入車両の納入予定日（新車新規登録の予定日）を明記してください。この場合、納入予定日は平成 29 年 2 月 24 日以前であることが必要です。

問 9. 様式第 1（その 2）の補助対象車両が CNG の場合の使用計画（主な使用区間）の書き方について教えてください。

答 CNG 車の場合には、当該車両の主な運行（予定）区間の発地・着地の市町村名と経路、特に、走行する高速道路又は自動車専用道路名の入口・出口名、及び片道距離（整数 km）を記載してください。欄内に別紙参照として、これら使用計画について記載した別紙を添付いただいても結構です。

この欄の記載は、中長距離輸送を対象とした高速走行主体の使用計画であることが必要です。

問 10. リースの場合、導入車両の見積書の宛先が、リース会社でなく導入車両を使用する貸し渡し先の事業者宛となっているケースがありますが、見積書としての添付書類に認められますか。

答 申請者はリース会社であることから、リース会社宛ての見積書が必要です。

問 11. 導入車両のリース期間を 2 年間として、残りは再リースとするようなリース契約は可能ですか。

答 補助事業者は、導入車両（取得財産）について、法令で定める財産処分制限期間を経過するまで、処分できないこととなっています。補助対象車両の財産処分制限期間は車種や用途別に異なり、別添のとおりです。リース契約は、この財産処分制限期間を超える期間で契約を結ぶ必要があります。

問 12-1. 既に補助対象車両を購入した後に申請を行う場合、申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。

答 既に車両を購入後に申請を行う場合は、様式第 1 の 2 交付申請書兼完了実績報告書の添付書類として、購入から支払いまでの書類（見積書、請求書、領収書、精算払請求書等）を提出していただきます。協会としましては、交付申請書兼完了実績報告書を受け取った日から 30 日程度で審査を終了し、申請者に様式第 3 の 2 交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付いたします。その後、精算払請求書にしたがって銀行等に補助金を振込むこととなります。従って、書類の差し替えなど申請書等提出書類に問題が無ければ、申請から補助金の支払いまではおおよそ 40 日程度と思われます。

問 12-2. 補助金申請後に補助対象車両を購入する場合、車両購入前の申請から補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。

答 車両を購入する前に補助金申請を行う場合は、書類に問題が無ければ、様式第 1 の申請書提出から約 30 日以内で協会の審査を終了し、様式第 3 の交付決定通知書を送付します。

導入車両を購入後、完了実績報告書（様式第 1 1）及び添付書類（請求書、領収書等）を提出していただき、協会において審査後、様式第 1 3 の交付額確定通知書を送付します。その後、交付額確定通知に記載された確定額について様式第 1 4 の精算払請求書を提出いただき、当該請求に応じて補助金を支払うこととなります。

なお、この場合、交付決定前に車両を購入すると、補助金は交付されませんので十分気を付けてください。（交付決定を受けて事業開始となるため）

問 12-3 車両購入後の交付申請が認められていますが、車両購入前の交付申請の場合では、交付決定前に車両を購入すると補助金が交付されないのはなぜですか

答 車両購入後に交付申請を行う場合は、交付規程第 5 条第 1 項かっこ書きの「補助対

象車両を既に購入済みである場合」の規定に基づき、交付申請書兼完了実績報告書（交付規程様式第1の2）を、必要な添付資料を添えて提出する必要があります。交付申請書（交付規程様式第1）を提出している場合は、交付決定以降でなければ補助事業に着手することができません。

問 13. リース事業者による申請の場合、補助金額を一括で車両購入事業者に支払ってよろしいでしょうか

答 リース事業者による申請の場合、リース料金から補助額の減額のみを認めています。一括で補助金を支払うことは認められません。

問 14-1. リース会社の交付申請で、補助対象車両を4月に購入して契約済みの場合、リース契約書及びリース料金算定根拠明細書に記載はどのように行えば良いでしょうか。

答 交付申請時点でのリース料金の受け取り残額に、補助金を充当した状況で再度積算しなおし、変更契約書や明細書を作成してください。

問 14-2. リース料金算定根拠明細書は、説明会資料の様式と同一の内容が記載されていれば、様式は任意でよろしいでしょうか。

答 必要事項が記載されていれば、任意様式で結構です。

問 15 様式第1（交付申請書）の「2 補助対象経費」とは、様式第1（その2）中のどの金額を記載するのですか。

答 様式第1（その2）の「(3) 補助対象経費支出予定額」の金額を記載してください。
また、複数台数の車両について1件の交付申請書により申請する場合は、それらの台数の合計の金額を記載してください。

問 16 補助対象車両の購入に当たって、交付規程第8条第2項に規定する「一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合」とは、具体的にどのような場合ですか。

答 補助対象車両は、原則として一般の競争に付した上で購入していただく必要があります。

ただし、必要とする車両の取り扱いを行っている車両販売業者が数社あるいは1社のみである場合などは指名競争に付し、又は随意契約によりことができる場合があります。その場合は、完了実績報告書（様式第1 1）又は交付申請書兼完了実績報告書（様式第1の2）の提出に合わせて任意の様式でその理由を報告してください。詳しくはお問い合わせください。

【その他】

問 1. 国の他の補助金と併用できないとなっていますが、デジタルタコグラフを国の補助金で導入して取り付けた車両には、本補助金は申請できますか

答 デジタルタコグラフは、補助対象が異なるため（機器・装置であるため）併用が可能で申請できます。

問 2. 補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答 補助金を受けて購入した車両が、別紙に示す財産処分制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、残余期間の補助金を返還していただく必要があります。詳細につきましては別途協会に相談してください。

問 3. リース事業者が申請した補助対象車両を使用する事業者が事業を継続できなくなった場合は、補助金の返還は必要ですか。

答 別紙に示す財産処分制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合は、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、補助金を申請したリース事業者が残余期間の補助金を返還しなくてはなりません。詳細につきましては別途協会に相談してください。

事業中止により、車両の所有者または使用者が変更される前に財産処分の承認手続きを終了させる必要がありますので、ご相談は早めにお問い合わせください。

問 4. 協会から送られてきたステッカーは、どこに貼付すればよいのでしょうか。

答 導入車両の前面、後面、燃料タンクなど見える箇所に貼付してください。なお、前面ガラス及び側面ガラスには貼付しないでください。

問 5. 様式第 15（事業報告書）はいつまでに提出するのですか。

答 事業報告は、先進環境対応車の導入によって CO₂ を削減した量を報告していただくものです。28 年度分については年度終了後の平成 29 年 4 月 30 日までに、また、29 年度分は平成 30 年 4 月 30 日までに提出が必要です。

問 6. CO₂ の削減量は、どのように計算するのですか。

答 事業報告書の添付資料として、「二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その1）及び（その2）」が規定されています。この様式に従い、CO₂の排出削減量を計算してください。

このうち「二酸化炭素（CO₂）排出量計算表（その2）」は、導入車両の走行キロ及び燃料使用量等を継続的に記録する必要があるため、3ヶ月毎に記録状況について協会への報告をお願いします。当該報告の時期については、車両を導入した年度においては導入車両の登録年月日を含む月から3か月ごと、次年度については4半期（3か月）ごとに、当該期間の翌月末日までとし、メール又はFAXにて協会宛てに報告してください。

（例：導入車両の登録年月日が5月15日の場合）

- 1回目：当該年度の5月～7月の3か月分を8月末日まで
- 2回目：同8月～10月の3か月分を11月末日まで
- 3回目：同11月～1月の3か月分を2月末日まで
- 4回目：同2月～3月の2か月分を4月末日まで
- 5回目以降：4～6月の3ヶ月分を7月末日まで。以後同様。

問7. 交付規程第15条第1項に基づく事業報告書を提出するにあたり、CO₂の削減量もしくは削減割合に関する要件はありますか。また、CO₂削減量がマイナス（排出量が増加）となってしまった場合、ペナルティーなどがありますか。

答 CO₂の削減量、削減割合などの要件はありません。導入した先進環境対応車両を使用して事業計画通り使用して頂いたうえで、走行キロ及び燃料使用量を正確に記録していただき、報告してください。なお、交付規程に基づく、事業報告書の提出がなされない場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずる場合もありますので、ご注意ください。

また、削減量がマイナスとなった場合、走行状況等についてお聞きすることになりますが、報告内容が正確であれば、ペナルティーなどはありません。

問8 補助対象車両の使用の本拠位置が変更になった場合、事業報告書の登録番号と申請時の登録番号が相違することが予想されますが、問題ありませんか。

答 同じ事業者が補助対象車両を使用する地域が違う場合などは、そのような事例が考えられますが、自動車検査証の所有者及び使用者が変更にならなければ問題ありません。

なお、混乱を避けるため、事業報告書等を提出する際にご相談ください。

問9 事業完了日とは、いつのことを指すのですか。

答 補助対象車両の自動車検査証における初度登録年月日となります。

(別紙)

減価償却資産の耐用年数表

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）抜粋
別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
車両 及び 運搬 具	特殊自動車（この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5
		モータースイーパー及び除雪車	4
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの	
		小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	3
		その他のもの	4
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）		自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
		小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	3
		その他のもの	
		大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	5
		その他のもの	4
		乗合自動車	5
前掲のもの以外のもの		自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
		小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	4
		その他のもの	
		貨物自動車	
		ダンプ式のもの	4
		その他のもの	5
		報道通信用のもの	5
その他のもの	6		

※上記期間内における財産処分（廃棄、売却、無償譲渡、抵当権の設定、目的外使用等）は制限されています。やむを得ない事情で処分せざるを得ない場合は、処分の前に執行団体の承認が必要になります。承認申請手続は十分前もって行うようにしてください。また、使用期間に応じて補助金の一部の返納を指示する場合があります。

